# 明治 16 年農商務通信規則について

2020年9月

法政大学

日本統計研究所

## 明治 16 年農商務通信規則について

2020年9月

法政大学

日本統計研究所

### 明治 16 年農商務通信規則について

森 博美\*

#### はしがき

維新政府による物産調査の端緒は、明治2年会計官第398号「村高取調」に「物産ノ事」として 付帯された通達「村々ニテー箇年分目當高ヲ管轄中惣括ニシテ申立候事」であるとされる[相原・ 鮫島 10 頁〕。一方、日本統計研究所編『日本統計発達史』(以下、『発達史』)は、日本の生産統 計の整備過程について、明治 16年 12月農商務省達第 21号による「農商務通信規則」の制定を 新たな段階に入る画期として捉え、その先行規定である明治 10 年内務省達乙第 72 号に基づい て実施された物産調査までを「幼年期」にあたるとの統計調査史の段階区分を示している〔『発達 史』65頁]。また、わが国の明治期以降の政府統計の展開をその時々の社会的関心事や政府に おける政策課題さらには統計の理論的・調査技術的発展と関連づけて捉える鮫島龍行は、明治 16 年の「農商務通信規則」の制定の意義について、「わが国産業統計の体系化の第一歩を印し たもの」であるだけでなく、統計調査方式としても「維新以来の伝来的な数字的報告形式の拡大延 長のひとつの頂点 |をなすものとして評価するとともに、明治 16年の「農商務通信規則」から 27年 その改正にいたる 10 年間を「前近代的統計情報徴集方式としての表式調査体系の完成期」とし て特徴づけている[相原・鮫島 53・54 頁]。さらに、農林統計の展開を内務省勧業局(勧農局)、農 商務省、農林省によるその時々の農業行政における政策的関心事項と関連づけて考察する原政 司は、「農商務通信規則」の成立について、明治10年以来の内務省勧農局によって実行されてき た農事通信制度との関連も踏まえ、「物産商統計と農事通信が集大成され、新たに農家や土地等 に関する諸調査項目を加えて、農業統計としての内容外形を一応整えたもの」として、そこに現代 農商務統計の成立を見ている[原 54 頁]。

筆者は明治16年「農商務通信規則」から明治27年「農商務統計報告規程」にかけての生産統計の展開についての統計調査史における意味を明らかにするための準備的作業のひとつとして。 [森 2020]ではいわばその前史に相当する『発達史』が「幼年期」としている期間における物産調査について、報告対象品目、報告の数量単位、報告様式の形態、徴集情報の質に係る制度的要件等の展開を考察した。その作業を通じて、初期の物産調査では徴税が、次いで勧業政策という行政目的がその主たる推進動機となっていたこと、さらには表式様式という統計情報徴集媒体の整備や統計調査として充足すべき統計諸概念や制度的要件への対応がはかられ次第に統計調査としての性格を強めてはきたものの、明治10年内務省達乙第72号による改革においてもなお道半ばの状態にあるといった諸点を明らかにすることができた。

明治 16 年「農商務通信規則」に対しては冒頭に紹介したようなこれまでの評価がある中で、明治 10 年内務省達乙第 72 号に至る物産調査の展開の考察を踏まえ、本稿では「農商務通信規則」の規定内容に照らして同規則に基づく報告徴集に見られる特徴を明らかにすることで、改めて筆者なりにその統計調査史上の位置づけについて考えてみたい。

<sup>\*</sup> 法政大学名誉教授·法政大学日本統計研究所名誉研究員

#### 1. 明治 16 年「農商務通信規則」

明治 10 年 8 月 11 日内務省達乙第 72 号を記した『法令全書』が「十六年農商務省第二十一号 達參看 同年十二月以降廢止」とその欄外に記していることからも分かるように、「農商務通信規則」 (明治 16 年 12 月 28 日農商務省達第 21 号)は、内務省達乙第 72 号の後継規定である。

#### (1)報告徴集の目的

農商務省達第 21 号は全体が 10 ケ条からなる「農商務通信規則」による報告徴集の目的を、「農商工山林ノ盛衰消長ヲ詳悉スヘキ為メ生産消費ノ數量ヲ調査スルハ勸業ノ用務」なりとして、「遍ク全國国通信ノ氣脈ヲ連絡スヘキ農商務通信規則左之通相定」めるとしている。ここには「農商務通信規則」による報告徴集について、「農商工山林」と広義の農業と商工業といった全産業部門を報告徴集の対象とし、それらの「盛衰消長」を把握することを通して勧業に資する点を規則制定の目的として掲げている。なお、条文中の「生産消費ノ數量」について鮫島は、それが「生産的消費」と解することができるとして、「国民の生産活動を数量的にとらえることを意図」するものであるとしている〔相原・鮫島 53 頁〕。

#### (2) 徴集する報告の種類

第2~第4条、それに第7条は、「農商務通信規則」によって徴集する通信事項の種類とその内容を規定したものである。

そこではまず第 2 条が「通信ヲ分チテ定期報臨時報ニ二種トス」と規定し、「農商務通信規則」による報告徴集としての「通信」が「定期報」と「臨時報」という二つのタイプの報告から構成されるとしている。このうち「定期報」については第 3 条がそれを「通信事件中特ニ報告期限ヲ定メタルモノ」と規定している。一方、第 4 条では「通信事件中報告期限アルト否トニ關セス臨時報告ヲ要スヘキモノ」を「臨時報」としており、報告期限の有無にかかわらず「定期報」以外の報告徴集は「臨時報」として扱われる。

以上のことから、「定期報」と「臨時報」のいずれも所定の様式に従った報告徴集と考えられるが、その中で所定の提出期限に従って調査実施者が定期的に報告を求める経常調査的性格のもの特に「定期報」のカテゴリーに該当する。これに対して「臨時報」として類別される報告徴集の場合、報告様式は提示されるもののいわばアドホック調査に類する報告徴集で、その中には報告期限を特に定めないものも含まれる。また、第4条はその但し書きとして「非常ノ變異ニ係ル場合ハ電報ヲ用フヘシ」と規定しており、「臨時報」の範囲は広く、緊急を要する報告徴集案件については予め報告様式に相当するものを提示することなく、電信により直接報告を求めるものも「臨時報」には含まれている。

ところで「農商務通信規則」には、この規則が「通信」と規定する以外の事項についても各種情報の徴集を定めている。第8条の「定期及ヒ臨時報ノ外農商工山林ニ關シ尚ホ報告ヲ要スヘキ事項」がそれであり、そこでは以下の4分野からなる諸事項が報告の対象項目として規定されている。

- ①地方廳ノ調査書、會社、協會等ノ規則并ニ報告書又ハ官民ノ著述、編纂、翻譯及ヒ報告書等
- ②有功者/事蹟及ヒ履歴等
- ③改良、發明、試驗ノ成績及ヒ該事業ニ關スル各地方從來ノ習慣、新設ノ方法等

#### ④博覽會、共進會、集談會等ノ開閉期日及ヒ出品、談話ノ景況等

このように「農商務通信規則」は、通信事項としては「定期報」と「臨時報」の二種類の報告に加え第 8 条に基づく「それ以外の報告」という全体で三種類のそれぞれ性格を異にする報告徴集に対する根拠規定となっている。このような中で物産調査としての報告徴集の中核部分をなすのが「定期報」である。

#### (3)報告事項の記載方法についての諸規定

「農商務通信規則」が府県や通信員に対して報告を求める事項は、「定期報」を中心とした統計報告事項だけでなく第8条の「その他の報告」のように規則、報告書、著述、翻訳、事蹟、履歴、習慣、博覧会等の出品、談話の模様など多岐にわたる内容のものとなっている。特に第8条に基づく報告徴集の場合、多くが文書等による記述情報も多く含まれる。また第5条も、主務局が要請する報告内容のうち「物質形状等文辭ニ盡シ難キモノ」については「圖畫、寫眞、雛形若クハ見本等ヲ添へ」て提出するものとしており、「數量比例歩合等ニ係ルモノ」については関係する表を資料として添付提出を求めている。なお、記入の際の留意事項を規定した第6条では、記入に際しては「平易ノ文字」の使用を、また数量について地域独自の呼称等が存在する場合にはそれに対する解説の追加を求めている。

#### (4)報告徴集の系統と質保証の仕組み

第1条、第7条、それに第9条は、「農商務通信規則」に基づく報告徴集の系統並びに報告徴集に係る調査実施機関である主務局と報告者である府県や通信員との間での報告内容の質の担保に関する仕組みを規定したものである。

このうち第1条は、「農商工山林ニ關スル事件ハ此規則ニ據リ府縣廳及ヒ通信員ヨリ主務局ニ報告シ主務局ハ府縣廳又ハ通信員ニ諮問應答スヘシ」と規定している。

この条文は全体が三つの内容から構成される。まずその冒頭部分の「農商工山林ニ關スル事件ハ此規則ニ據リ」は「農商務通信規則」が報告徴集の根拠規定である旨を述べしたもので、そこでは農商務省達第21号が目的とした「農商工山林ニ關スル事件」についての報告徴集を「此ノ規則」即ち「農商務通信規則」に依拠して行うことを宣言している。それに続く箇所はその報告徴集に従う報告徴集の系統を規定したもので、同規則が対象とする「農商工山林ニ關スル事件」に対して「府縣廳及ヒ通信員」から同省の主務局に報告するものとしている。さらに同条は、主務局に対して「府縣廳又ハ通信員ニ諮問應答スへシ」とも規定している。ここでの「諮問應答」の意味内容は必ずしも判然としないが、後述する第7条での照会案件に対する調査実施機関である諸務局側の回答義務を規定したものというのが筆者の現時点での理解である。

〔森 2020〕でもすでに見たように、「農商務通信規則」制定以前の物産調査においても、報告内容の精度担保の方策として、明治 7 年内務省布達甲第 18 号の「物産調査凡例緒言」や明治 10 年内務省達第 72 号の「農産表編成例言」などでは全国統一の雛形様式とそれに即した記載要領が報告者である府県に対してすでに開示されている。それでもなお調査実施者側の意図を適切に報告者側に伝達し徴集情報の正確性を期すためには、報告様式への記載方法に関する両者の間での情報の共有による報告情報の均質化が重要な意味を持つ。

「農商務通信規則」の第7条が「府縣廳又ハ通信員ニ於テ質問ヲ要スル事件アルトキハ其事由

ヲ詳記シテ主務局ニ質問スヘシ」と報告者である「府縣廳又ハ通信員」に対して必要に応じた照会 行為を制度化しているのはそのためである。これに対する調査実施者側の回答義務を規定したの が上述した第1条の「主務局ハ府縣廳又ハ通信員ニ諮問應答スヘシ」の箇所であると考えられる。

これらの規定は相まって調査実施機関である主務局と報告当事者である府県庁あるいは通信員の間での報告徴集に係る情報共有に寄与すると考えられるが、それをさらに客観的文書ベースで記録を留めることを規定したのが第9条である。そこには「第1條第7條ニ依リ通信員ト主務局ノ間ニ於テ文書ノ往復ヲ為シタルトキハ其寫ヲ添へ通信員ヨリ直チニ府縣廳へ申報スヘシ」として、照会内容についての文書ベースでの共有化が図られている。

なお第1条については明治17年の農商務省達第15条によって、「府縣管内ニ施行スへキ通信規則ハ各府縣ニ於テ適宜之ヲ設ケ通信ノ便益ヲ開クヘキモノトス」という但し書きが追加され、府県に対して適宜府県の通信規則を制定することで報告徴集の実効を図るものとしている。

#### (5)通信員

「農商務通信規則」の第 10 条は、報告徴集業務に従事する者を「通信員」として制度化したものである。その内容は、「各府縣ニ於テ適宜相設ケ」ることとし、その者の「族籍姓名住所ヲ」農商務省に届け出るというものである。なお、この条文については、明治 17 年の農商務省達第 15 号によって、「府縣管内ノ通信委員ヲシテ之ヲ兼ネシムモノトス」という但し書きが追加されている。

#### 2. 明治 10 年内務省達乙第 72 号との比較から見た「農商務通信規則」の特徴

明治10年内務省達乙第72号を根拠に実施されてきた物産調査は、明治16年農商務省達第21号による「農商務通信規則」の施行に伴い廃止される。

明治 16 年農商務省達第 21 号は明治 10 年内務省達乙第 72 号の後継規定という関係にありながらそれぞれの通達文書の内容と内務省達乙第 72 号を根拠に持つ「農産表編成例言」と農商務省達第 21 号による「農商務通信規則」の内容には継承関係では理解しがたいいくつかの相違が見られる。本節ではいくつかの項目を取り上げ、両者を比較検討することで「農商務通信規則」の特徴を探ってみることにする。

#### (1)報告徴集の目的

内務省達乙第 72 号は「農産表編成例言」の第一で物産調査による報告徴集の目的を、「全國必要ナル農業上ノ産出物ニ就テ其播種地、産額通價ノ増減ヲ徴」することにあるとしている。これに対して農商務省達第 21 号は、「農商工山林ノ盛衰消長ヲ詳悉スヘキ為メ生産消費ノ數量ヲ調査スルハ勧業ノ要務」であり、「農商務通信規則」の制定もそのための「全國通信ノ氣脈ヲ連絡」することにあるとしている。

このように、先行規定である内務省達乙第72号が農業生産物に限定した形で生産量、生産額、 栽培面積の把握を調査の目的としていたのに対して、「農商務通信規則」の場合には農林業だけ でなく広く商業、工業までも包含した興業振興をその目的として掲げている。

#### (2)報告徴集の対象範囲

明治 10 年内務省達乙第 72 号はその通達の冒頭部分で「當省七年甲第拾八號達シニョリ取調來候物産表之儀ハ品類繁雑ニ渉リ地方ノ勞費ヲ増シ候ニ付今般更ニ改正先ツ一般生産ニ緊要なる農産物ヲ選ヒ種類節減」と述べ、その先行規定とされる明治 7 年内務省布達甲第 18 号から報告徴集の対象を「農産物」のみに限定して調査を実施することになった。すでに〔森 2020〕でも述べたように、明治 10 年内務省達乙第 72 号が物産調査に実施にあたり報告徴集の範囲を大幅に縮小することになったのには、政府機関による報告徴集をめぐる太政官の政策転換が深く関係している。

太政官では当時の政府機関による報告徴集に多くの重複が認められ、そのことが報告当事者である地方庁等に過重な業務負担を課す結果となっているとの現状認識を持つに至った。そのため、太政官では明治9年4月21日達第40号を発し、「從來各省ヨリ府縣へ直達明細調査ヲ要求セシモノ、内主務ノ省ニ於テ既ニ調査行届居候分モ不少且府縣ニ於テハ各廳臨時ノ求メニ應シ事務煩重ノ憂有之趣ニ付以來右様ノ筋ハ其主務ノ省へ照會シ相互ニ調査候様可致此旨相達候事」〔『輯覧』56頁〕として、各省に対して主務以外の報告徴集の禁止を命じた〔森8頁〕。太政官が指揮する政府による情報徴集政策の転換を受けて、明治10年内務省達乙第72号による物産調査を所管した内務省勧農局では報告徴集の対象を「農産物」に限定し、作成する結果表についても「物産表」から「農産表」へと改称することとなった。

これに対して「農商務通信規則」は、その第1条で同規則に基づく報告徴集の対象範囲を「農商 工山林ニ關スル事件」と農林業だけでなく商業や工業といった産業も含めた形で規定している。これには同規則に基づき報告徴集にあたる農商務省の所管業務の内容とも関連するが、この点に 関しては次節で考察する。

#### (3)報告

#### (i)報告類別の基準

「農産表編成例言」と「農商務通信規則」ではいずれも報告徴集する報告の種類についての類別を行っているが、その類別の基準は相互に全く異質のものである。

「農産表編成例言」の場合、その第二が「物産ノ種類」に従って内務省勧農局が徴集する報告を「普通物産」と「特有物産」という二種類に類別している。それぞれの報告対象については「農産表編成例言」の第三が「各地一般二耕種スル所ノ日用食料ノ要品」を「普通物産」として、一方「特有物産」については第四が「地質氣候等ノ異同ニヨリテ産出ノ地方限リアルモノ」と定義し、前者については 14 品目、後者の場合には 28 品目からなる対象農産物を指定している。このように、明治10年内務省達乙第72号では、報告の対象となる農産品の生産並びに消費の普遍性の程度が報告を「普通物産」と「特有物産」とに類別するにあたっての基準となっている。

前節ですでに見たように、「農商務通信規則」によって徴集される情報は、全体として第 2 条で「通信」として規定されたものと第8条によって徴集されるそれ以外の情報とからなる。「農商工山林ニ關スル事件」のうち特に「通信」に該当する情報については、それを「特ニ報告期限ヲ定メ」て徴集する「定期報告」と「報告期限アルト否トニ關セス臨時報告ヲ要スヘキ」臨時報とに類別し、それぞれが報告対象とする品目が指定されている。このように、「農商務通信規則」による報告徴集のうち文字通りその中核部分を構成する「通信」に該当するものについては、経常的に所定の報告周

期に基づき報告を求める「定期報」とその都度アドホックに報告を求める「臨時報」という報告の徴集形態の違いに従って区別され、報告体系が構築されている。そしてこのような体系化された報告システムの中で、それぞれ「定期報」と「臨時報」における報告対象品目が指定されている。

このように、明治 10 年内務省達乙第 72 号では報告徴集様式の区別基準が品目そのものの特性であったのに対して「農商務省通信規則」の場合、「定期」と「臨時」という報告の徴集形態がその区別基準となっている点が特徴的である。このことは品目という報告対象から徴集形態という情報の徴集方法への視点の転換を示唆するものとして興味深い。

#### (ii)記述報告事項

「普通物産表」や「特有物産表」が所定の記載欄として設けているわけではないが、明治 10 年内務省達乙第 72 号による報告徴集においては、報告事項としての播種地段別や産額の前年比較結果の記載と関連して「農産表編成例言」の第十が、「凡ソ産額ノ増減平年ニ比較シテ大ニ差異アルモノハ必ス其原因ヲ究認セサルへカラス例へハ風、雨、寒、暑、水、旱、霜、蟲ノ災或ハ開墾、培養、種子、器具、方法、ノ改良進歩或ハ貿易、會社、ノ影響等ニョリテ其産出ヲ増減伸縮スルノ類宜ク其事由ヲ審カニシテ之ヲ毎郡ノ表尾ニ附記スヘシ」とその特記を要請している。

一方、「農商務通信規則」も「通信」として「定期報」及び「臨時報」によって徴集される報告の他にも第8条で、地方廳ノ調査書、會社、協會等ノ規則・報告書、官民ノ著述、編纂、翻譯、報告書等、有功者ノ事蹟・履歴等、改良、發明、試驗ノ成績、該事業ニ關スル各地方從來ノ習慣、新設ノ方法等、博覽會、共進會、集談會等ノ開閉期日、出品、談話ノ景況等に関する報告や資料等の主務局への提出を要請している。

このうち「農産表編成例言」が「普通物産表」「特有物産表」への附記という形で求めているは、播種地段別や産額の対前年比較における特異な結果についての理由説明であり、いわば報告結果の解釈の際に参考としうるような記述情報に他ならない。これに対して「農商務省通信規則」第8条を根拠に行われる報告徴集は、「通信」に係る報告徴集とは直接関係しない農商務省の各現局現課が所管業務を遂行する際の参考資料として保有を希望する情報に他ならない。いずれにせよこれらによって徴集される情報は、「普通物産表」や「特有物産表」あるいは「定期報」や「臨時報」を介して徴集される情報に比べて行政における政策遂行により直結した情報であるといえよう。

#### (4)報告様式への記載方法

「農産表編成例言」と「農商務通信規則」は、報告様式への記載方法に関してもそれぞれいくつか規定している。

まず、「農産表編成例言」はその第七~九で「普通物産表」と「特有物産表」への記載にあたって各品目について使用する数量単位を指定し、「耕地」の定義、一石や一斤あたりの「通價」の算出方法を規定している。また、第六は把握対象となる物産の空間的範囲を定めたもので、「一郡毎二之ヲ調査」するものとし、郡内において「他管ニ分渉スルモノ」については「本管ニ係ルモノ」だけを記載の対象とするといった指示となっている。さらに、その第十一は報告様式への記載に際しての手順を記したもので、「凡ソ物産ノ調査ハー時ニ各種ノ全備ヲ求メテ反テ其實ヲ得サランヨリモ寧ロ下手ノ緩急難易ヲ酌量シテ特ニ全力ヲ有用必益ノ物ニ注キ以テ其詳明確實ヲ要スルニ若カストス故ニ或ハ地方ノ情況ニヨリ産額、耕地、通價、ノ三目中ニ於テ一時其實數得難キモノハ姑ラク其本目ヲ闕略シテ漸次ニ之ヲ補塡スヘシ倘シ各目均シク詳カナラサルモノハ亦敢テ臆算セス須ラク

他日ヲ待テ之ヲ調査スヘシ」として、「緩急難易ヲ酌量」して確実なものから順次記載することで正確を期すように努めるべきとしている。

一方、「農商務通信規則」では、記載に際しては「平易の文字」を使用するよう留意し、数量単位 等に関して地方独自の呼称や方言を用いる場合にはそれに関する解説を付記すること、また「形 状等文辭ニ盡シ難キモノ」の場合には「圖畫、寫眞、雛形若クハ見本」等を添え、「數量比例歩合」 等に関しては数表の添付を要請している。

#### (5)報告徵集系統

「農産表編成例言」には報告徴集業務に係る報告系統や調査実施機関である主務局と報告者である府県庁あるいは通信員の間での調査業務をめぐる関係等についての規定は設けられていない。

一方、「農商務通信規則」は、報告系統についてそれを「府縣廳及ヒ通信員ヨリ主務局ニ報告」するものと規定している。また「規則」は、主務局と報告者側との間での当事者間の報告徴集をめぐる情報の共有化策についても、報告者側からの照会(第7条)並びに主務局による回答(第1条)、さらにはそのやり取り記録の文書による共有化(第9条)も明記している。なお、「農商務通信規則」で報告系統等を規定した第1条には、明治17年6月14日農商務省達第15号によって「府縣管内ニ施行スへキ通信規則ハ各府縣ニ於テ適宜之ヲ設ケ通信ノ便益ヲ開クヘキモノトス」
〔『輯覧』 147 頁〕との但し書きを追加することで、府県内における報告徴集の推進を要請している。

#### (6)報告要員

明治 10 年内務省達乙第 72 号による報告徴集に関しては、「農産表編成例言」には報告業務の担い手である報告要員に関する規定は存在しない。

わが国の物産調査に係る報告徴集規定で初めて報告要員に関する事項が登場したのが「農商務通信規則」である。そこでは通信員の設置を府県に委ね、その者の「族籍姓名住所」を主務官庁である農商務省に対して届け出るよう求めている。なお、通信員についても明治 17 年の農商務省達第 15 号によって、「府縣管内ノ通信委員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘキモノトス」〔『輯覧』 147 頁〕との但し書きが追加されている。

#### 3. 明治 10 年「府県通信仮規則」による農事通信

内務省が乙第72号による物産調査の改定を各府県に通達した3か月後の明治10年11月、 内務省勧農局長は「府県通信仮規則」により府県に対して翌年からの「農事通信」への対応を要請している。この「府県通信仮規則」については原政司が、作況、予想調査といった後年の農商務統計、あるいは被害速報につながるものとしてすでに詳細に論じている[原 43-50 頁]。「農事通信」の根拠となったこの「府県通信仮規則」は、明治16年に「農商務通信規則」として制度化される報告徴集と共通する要素を数多く含んでいるように思われる。そこで本節では、第1節で見た「農商務通信規則」を想起しつつ、「府県通信仮規則」による農事通信の特徴を考察する。

#### (1)「勧業報告」

明治7年7月に内務省内に設置された勧業寮(1)では、10月に出した「勧業寮報告刊行之儀ニ付何」に基づき同年12月から『勧業報告』を刊行している。「勧業寮報告刊行之儀ニ付何」は『勧業報告』により勧業情報を広く社会に周知する趣旨を、「夫レ勧業ノ務タルヤ全国物産ノ盛衰ニ相関シー日不可、忽ノ要件ニシテ既ニ各所ニ試験場ノ設アリ和洋ノ獣畜穀菓ノ良種其他諸器械ノ便否内外発明ノ諸説等ヲモ採択シ広ク人民ト協力互ニ経験ヲ盡シ利益ヲ興シ損害ヲ除キ以テ国家富饒ノ基ヲ開ク可キ儀ニ候処全国広キ能ク戸コトニ説キ人コトニ喩ス可キニ非ス仍テ其条件ヲ採録シ日次刊行ニ付シ号シテ勧業報告トナシ普ク地方庁ニ配達シ其余分ヲ以テ書肆ノ望ニ任セ発売ヲモ許シ候時ハ勧奨ノ趣旨地方ニ貫徹シ物産進歩ノ階梯ニモ相成可申哉ニ存候間此段相何申候也」〔『輯録』291頁〕と述べている。

「勧業寮報告刊行之儀ニ付何」による『勧業報告』は、それまで国内の上申資料や海外報告により農事指導用資料として随時発行されていたものを組織化、再編成することで農事指導に資する資料として作成されたものであった〔原 43 頁〕。このように内務省勧業寮では、勧業行政を所管する組織の設置を受けて、直ちに勧業の推進に向けて積極的な情報の普及、啓発活動に取り組む。このような『勧業報告』の存在が、その後の「府県通信仮規則」による「農事通信」へと導くことになる。

#### (2)「府県通信仮規則」

全体が 20 則(ただし、第 18~20 則の部分は通達後に追加)からなる「府県通信仮規則」は、勧農局が「通信」として府県から各種農事情報を徴集しその集約結果を「農事通信」として地方に還元することを通じて情報面で勧農政策の促進を図るという趣旨で策定されたものである。

それは第 1 則で勧農局と府県間での農事に関する通信制度の設置をまず宣言し、第 2 則では 府県から勧農局への報告を、そして第 3 則では、勧農局による結果の還元義務をそれぞれ規定し ている。

第 4 則から第 16 則は、徴集する報告の種類並びに報告に際しての留意点等を規定したものである。このうち冒頭の第 4 則は勧農局が徴集する報告の種類を規定したもので、同規則に従って 徴集する報告を「臨時報」「月報」「年報」の三種類に類別している。

「府県通信仮規則」における報告徴集の中心部分をなすのが「月報」である。第6則が「月報」を「急遽ニ係ラサルモ延テ年報ニ付スへカラサルモノ」に関する報告と定義するとともに、15項目からなる詳細な報告事項を第一~十五号として列挙している。なお、その第一号として「先般内務省ニ於テ改定セル農産表ノ品目ニ関スル物産ノ生長及ヒ豊凶ヲ報スル事」と明治10年内務省達乙第72号による物産調査での報告対象品目についての生育や作況報告を求めている点が興味深い。

「府県通信仮規則」では、記載に際しての府県からの照会とそれに対する主務部門からの回答

(1) 勧業寮は当初農、工、商、編纂の4課で発足し、翌年9月には10課体制(第1課:庶務等、第2課:会社、漁猟、第3課:編纂、報告、製表、第4課:牧畜、開墾、農具、第5課:植物、虫魚、種庫、第6課:学校、農業、博物館、分析、第7課:養蚕、製糸、製茶、第8課:漆器、陶器、染工、その他百工、第9課:商業、第10課:博物館をそれぞれ分掌)に拡充された。その後明治9年に第9課の商務は新設された勧商局へ移管された。明治10年に勧業寮は廃止され、工務は工部省へ、また農務は内務省勧農局に移管された。https://www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0070-0030-0010.html

義務を規定した第8、9則や第7則、第12~14則に多くの記入上の留意点が「月報」と関連づけて規定されている。なお、第11則には「月報ノ外本局別ニー種ノ問題ヲ設ケテ之ヲ各府県ニ質問スルトキハ各府県ニ於テ其問題ノ主義ニヨリ速カニ回答書ヲ作ルヘシ」として、「月報」とは別に主務部門からの報告徴集並びに府県に対する報告義務を規定している。

「府県通信仮規則」が「月報」について多くの規定を設けているのとは対照的に、「臨時報」と「年報」に関係した規定は限定的である。そのうちまず「臨時報」については、「事ノ重大又ハ急遽ニ係ルモノ」に該当する事象を対象とし、天候不順、風水害さらには病害虫や家畜伝染病等による被害報告を求めるものである。一方、「年報」について規定しているのが第 15 則と第 16 則である。そこでは第 15 則が「年報」を「各地方ニ於テー週年間(歴年度即チー月ヨリ十二月マテ)ニ経過セル農事進歩ノ景況ト該庁勧農事務ノ成跡及ヒ将来勧奨ノ意見等ヲ加ヘテ編成セルー部完全ノ報告」とし、「月報」とは自ずとその内容を異にするものであるとしている。また、第 16 則は「年報」の作成に関する留意点を規定したもので、「臨時報」や「月報」に基づく抄録として具体的な記述を求めている。

なお、「府県通信仮規則」は、制定当初第 17 則を最終則として事情により「漸次改正増補」する旨を規定していた。早速、その翌月に府県からの質疑内容の報告書への収録等を内容とする第 18 則、府県の勧農主務属官中の通信委員の配置とその氏名の勧農局への届出を規定した第 19 則、そして通信書の勧農局への送付に際しての府県委員長官による検閲を規定した第 20 則が追加されている。

ところで、明治 10 年 11 月 26 日、内務省勧農局は局長名で「農事通信假規則御頒布ニ付各府縣へ御照會按伺」として「・・・・來ル明治十一年一月ヨリ別冊假規則ノ通リ各地方廳ト本局トノ間ニ農事通信ノ便路ヲ開行致シ度存候條御差支モ無之候ハハ夫々御施行有之度・・・」〔『輯録』293頁〕と各府県に対して丁重に協力依頼を行っている。このように、「府県通信仮規則」による報告徴集は義務的性格を持つものではなかった。

#### 4. 「府県通信仮規則」と「農商務通信規則」

明治 10年「府県通信仮規則」は明治 16年「農商務通信規則」といくつかの点で類似した内容を持っているように思われる。本節ではこれらの規則を条項レベルで対比することによって、その異同について検討してみたい。

表1「府県通信仮規則」と「農商務通信規則」の規定内容の比較

「府県通信仮規則」	「農商務通信規則」
第一則 明治十一年一月ヨリ勧農局ト府県庁トノ間ニ於テ時々通信 質問ノ便ヲ開キ全国農事ノ気脈ヲシテ相連絡セシムル事ヲ務ムヘシ 第二則 府県庁ニ於テハ常ニ其管下農事ノ景況ト該庁勧農事務ノ 本末ヲ記載シテクヲ勧農局ニ通信スヘシ	第1條 農商工山林ニ關スル事件ハ此規則ニ據リ 府縣廳及ヒ通信員ヨリ主務局ニ報告シ主務局ハ府 縣廳又ハ通信員ニ諮問應答スヘシ
第九則 各府県ニ於テ農業上ノ疑義ヲ質問セントスルトキハ其事由 ヲ審カニシテ之ヲ本局ニ郵致スヘシ然ルトキハ本局直ニ之カ答辯ヲ ナスヘシ	第7條 府縣廳又ハ通信員ニ於テ質問ヲ要スル事件アルトキハ其事由ヲ詳記シテ主務局ニ質問スヘシ
第十則 前条ノ場合ニ於テ本局ノ了解シ難キ事項ハ之ヲ広告シテ 一般ノ説ヲ求メ或ハ海外各国ノ勧農局若クハ有名ナル農学家等ニ 質シテ其事実ヲ査究スルハ本局其任ニ当ルヘシ	第9條 第1條第7條ニ依リ通信員ト主務局ノ間ニ 於テ文書ノ往復ヲ為シタルトキハ其寫ヲ添へ通信員 ヨリ直チニ府縣廳へ申報スヘシ
第四則 府県通信ノ部ヲ分テ臨時報日報年報ノ三種トス但シ本局 報告亦之ニ同シ	第2條 通信ヲ分チテ定期報臨時報ニ二種トス

第4條 臨時報トハ通信事件中報告期限アルト否ト 第五則 臨時報トハ事ノ重大又ハ急遽ニ係ルモノヲ云フ其事項ハ 左ノ類ニ照準スヘシ(事ノ尤モ甚シキハ電報ヲ用フヘシ) ニ關セス臨時報告ヲ要スヘキモノヲ云フ -、気候節ヲ失ヒ冷熱俄カニ至リ或ハ風雨水旱等ノ災ニヨリテ農 但非常ノ變異ニ係ル場合ハ電報ヲ用フヘシ 産ヲ害シ農業ヲ妨クルノ類 二、植物ノ虫害或ハ家畜伝染病ノ兆候アル類 第3條 定期報トハ通信事件中特ニ報告期限ヲ定 第六則 月報トハ事急遽ニ係ラサルモ延テ年報ニ付スヘカラサルモ メタルモノヲ云フ ノヲ云フ故ニー月或ハ二月分ヲ東ネテー時ニ報道スヘシ其事項ハ 左二照準スヘシ但シ能ク緩急ヲ量リ時機ヲ失ハサルヲ要ス -、先般内務省ニ於テ改定セル農産表ノ品目ニ関スル物産ノ生 長及ヒ豊凶ヲ報スル事但シ本行品目ニ洩ルモノト雖モ該管内ニ 生スル著名/農産ハ本文ニ同シ こ、各地方庁植物栽培場或ハ管下ニ於テ人民ノ試験セル植物類 生長ノ景況及ビ従来其地ニ適シテ民益トナルヘキヤ否ヤノ意見 (勧農局ヨリ頒布セシ種子苗木類之ニ準ス) 三、有益ノ種子苗木類ヲ其管下ニ頒布セル事 四、農業ノ試験場 五、山野ヲ開キ廃田ヲ興シ新ニ物産ヲ繁殖スル類 六、耕作ノ方法ヲ改良シ或ハ農具ヲ改製シテ労費ヲ省ク類 七、従来粗悪ナリシ物産ノ品位ヲ進メ随テ産出ヲ増加セン事 八、農業上ニ於テ人民新ニー種ノ営業ヲ興セシコト 九、従来棄テテ顧ミサリシ山野ノ遺利ヲ拾ヒテ有益ノ物産ヲ興セシ コト 十、農業会社或ハ農業ニ関スル男女生徒ヲ教育スル方法ノコト 十一、養蚕牧畜等ノ景況 十二、農業上便宜ノ機械ヲ用ヒ或ハ水力風力火力牛馬力等ニヨリ テ大二労費ヲ節減セルコト 十三、農産展覧会ヲ開キ或ハ農産競市場ヲ設ケ農業ノ進歩ヲ鼓 舞スル方法ノコト 十四、農業ニ関スル著書論説ノコト 十五、現時海外輸入品ニ代用スヘキ物産ノ繁殖或ハ新ニ輸出シ テ外国需要ノ適否ヲ試ムルコト 第十五則 年報トハ各地方ニ於テー週年間(歴年度即チー月ヨリナ ニ月マテ)ニ経過セル農事進歩ノ景況ト該庁勧農事務ノ成跡及ヒ将 来勧奨ノ意見等ヲ加ヘテ編成セル一部完全ノ報告ニシテ月報トハ 稍其趣ヲ異ニスルモノナリ 第十六則 年報ニハ図画或ハ計表類ヲ編入シ務メテ詳密ヲ要スヘ シ但シ其材料ハ多ク臨時報月報中ヨリ抄録スヘキモノトス 第七則 凡ソ通信ハ務メテ平易文ヲ用ヒ虚飾失実ノ弊ナキヲ要ス其 第6條 報告ハ可成平易ノ文字ヲ用ヰ又數量歩合 得失利害ニ関スルモノハ尤モ注意スヘシ 等ニシテ地方慣用ノ稱呼アルモノ及ヒ方言等ハ解 第十四則 各地方言等ノ一般ニ解読シ難キモノハ傍訓ヲ施シ或ハ 説ヲ加フヘシ 分注ヲ加フヘシ 第十二則 月報中筆カヲ以テ悉シ難キ物質形状等ハ図画或ハ写 第5條 報告上物質形状等文辭ニ盡シ難キモノハ 真ヲ添へ或ハ雛形見本ヲ以テ本局ニ郵致スヘシ但本局ヨリ各地方 圖畫、寫眞、雛形若クハ見本等ヲ添へ數量比例歩 ニ郵致スルモ之ニ同シ 合等ニ係ルモノハ表ヲ附スヘシ 第十三則 月報中数量其他統計ニ属スルモノハ成へク表ニ収ムへ 第8條 定期及ヒ臨時報ノ外農商工山林ニ關シ尚 第十一則 月報ノ外本局別ニー種ノ問題ヲ設ケテ之ヲ各府県ニ質 問スルトキハ各府県ニ於テ其問題ノ主義ニヨリ速カニ回答書ヲ作ル ホ報告ヲ要スヘキ事項左ノ如シ 地方廳ノ調査書、會社、協會等ノ規則群ニ 報告書又ハ官民ノ著述、編纂、翻譯及報告書 等ハ可成現本ヲ送致スヘシ但著譯書等冊數 浩瀚ナルモノハ題名、目録及ヒ其要旨ノミヲ報 告スルモ妨ケナシ こ 有功者ノ事蹟及ヒ履歴等ハ古今ニ拘ハラス 調査報告スヘシ 三 改良、發明、試驗ノ成績及ヒ該事業ニ關スル 各地方從來ノ習慣、新設ノ方法等ハ可成周密 二報告スヘシ

第十九則 府県ニ於テハ勧農主務属官ノ内ニ於テ通信委員ヲ置キ

予テ其姓名ヲ本局ニ届ケ置クヘシ

四 博覽會、共進會、集談會等/開設アルトキハ 其開閉期日及ヒ出品、談話/景況等ヲ報告ス

第 10 條 通信員ハ各府縣ニ於テ適宜相設ケ族籍

姓名住所ヲ記シ當省へ届出ツヘシ

第三則 勧農局ニ於テハ第二則通信中ノ要件ヲ択ヒ或ハ之ニ本局 ノ意見ヲ加ヘ又ハ農家ノ参考トナルヘキ内外ノ雑事雑説ヲ付記シテ 之ヲ全国又ハ関係ノ地方ニ報道スヘシ

第八則 本局ニ於テ此月報ヲ点検シテ事実明瞭ナラサルカ或ハ疑義アリテ之ヲ質問スルトキハ府県庁ニ於テ速カニ其質問ニ応スヘシ第十七則 此通信仮規則ハ各地ノ便宜ト農業進歩ノ度ニヨリ漸次改正増補スルコトアルヘシ

第十八則 本局報告質問ノ件ハ報告書ニ編入シ或ハ各社新聞紙 上本局録事欄内ニ登録スルコトアルヘシ、但シーニ地方ニ限リ報告 質問スルモノハ此限ニ非ス

第二十則 通信書ハ府県委員長官ノ閲ヲヘテ直ニ本局報告課ニ郵 送スヘシ

報告徴集を行う際の報告の種類については、「府県通信仮規則」が「臨時報」、「月報」、「年報」の三区分を、一方「農商務通信規則」は「定期報」と「臨時報」の二区分となっている。このように報告の類別数こそ異なるものの、いずれも報告の周期性を類別の基準としている点では共通している。これに加えて、これらの報告のカテゴリーに属しないその他の報告徴集についても、それぞれ「府県通信仮規則」の第11則と「農商務通信規則」第8条がそれを主務部局に許容している点でも共通している。さらに、記入に際しての留意事項、通信員(通信委員)の設置についても、ほぼそのままの形で「農商務通信規則」はその内容を「府県通信仮規則」から継承している。

このように、「農商務通信規則」として条文化されている規定の多くはすでに「府県通信仮規則」 に胚胎していたものであることがわかる。

#### 5. 「農商務通信規則」による行政情報の徴集

第1節(2)ですでに見たように、「農商務通信規則」による報告徴集には、第2条で「通信」と呼ばれる「定期報」「臨時報」の他にも存在する。第8条の各号が規定する「定期及ヒ臨時報ノ外農商工山林ニ關シ尚ホ報告ヲ要スヘキ事項」がそれである。本節ではこの第8条に基づいて徴集される「通信」以外の報告事項が持つ情報性格について検討する。

#### (1)報告事項と報告の際の留意点

表2は第 8 条の第一~四号として類別列挙されている報告徴集事項と報告に際しての留意点等を一覧整理したものである。

表2「農商務通信規則」第8条各号に掲げられた報告徴集事項と報告等の指示

号	報告事項	提出の留意点
第一	地方廳ノ調査書、會社、協會等ノ規則并ニ	可成現本ヲ送致スヘシ但著譯書等冊數
	報告書又ハ官民ノ著述、編纂、翻譯及報	浩澣ナルモノハ題名、目録及ヒ其要旨ノミ
	告書等	ヲ報告スルモ妨ケナシ
第二	有功者ノ事蹟及ヒ履歴等	古今ニ拘ハラス調査報告スヘシ
第三	改良、發明、試驗ノ成績及ヒ該事業ニ關ス	可成周密ニ報告スヘシ
	ル各地方從來ノ習慣、新設ノ方法等	
第四	博覽會、共進會、集談會等ノ開設アルトキ	
	ハ其開閉期日及ヒ出品、談話ノ景況等	

このように、「農商務通信規則」第8条の各号には、「通信」(「定期報」(第3条)、「臨時報」(第4条))に該当するもの以外の報告事項として、①著述、編纂資料、翻訳書、それに会社・協会の規則といった文献資料、②事績、履歴、改良、発明、試験の結果資料、地方の習慣、先進技術等に関する記述文書、③博覧会等の開催日時、出品一覧、談話記録など多様な現物資料や文書が列挙されている。このうち②と③に該当する報告者側で新たに報告提出のために作成を要する文書の場合、「通信」事項の主要部分を占める統計作成のための所定の表式様式への数値の記載による報告とは異なり、任意書式による記述(テキスト)情報をその情報形態面での特徴として持つ。

ところで、このように「農商務通信規則」が「通信」事項だけでなく各種資料の収集並びに記述報告情報の徴集規定となっているのには、主務官庁である農商務省内の各部門の所掌業務が深く関係しているように思われる。

#### (2)農商務省の成立

明治 13 年 11 月に参議大隈重信と伊藤博文は財政改革並びに行政事務の効率化のための官庁組織の再編を求める建議書を提出している。そこでは、「・・・事務ノ分合上最モ急要ト認ムルモノハ各省分任ノ事務中農商ニ關スル事務ヲ一省ニ集合スル是ナリ現今農事及ヒ商船ニ關スルノ事ハ内務省ノ勸農局驛逓局之ヲ管シ商ニ關スルノ事ハ大蔵省ノ商務局之ヲ管シエニ關スルノ事ハ工部省ノ勸工寮廢止以來之ヲ統一主管スルノ局ナシ而シテ勸農勸商ノ實況タル抑モ農商事務局ニ第一ノ要務タル農商管理ノ事務即ち博ク奨励保護ニ關スル法制ヲ案シー定ノ規則ニ據リテ公平不偏治子ク農商ヲ誘導スルノ事ハ却テ第ニトナリ稍々奨励保護ノ區域ヲ踰越シテ自ラ事業ヲ興起シ若クハ資金ヲ貸與シテ直ニ農商ノ營業ニ干渉シ僅々數名ノ農商ヲ庇保シ其成蹟ヲ以テ他ノ模範ト為スニ因リ其間識ラス知ラス一般ノ農商ト利益ヲ競争スルノ嫌避スヘキ状態アルヲ免カレス宜シク此主義ヲ顛倒ー變シテ農商管理ノ事務ヲ主ト為スヘキナリ・・・」〔農商務省 1-2 頁〕として特に農商工の諸産業を統一的に所管する組織の設置を焦眉の課題として提起している。

このような動きを受けて明治 14 年に農商務省が設置される。設置当初の農商務省には、書記局、会計局、さらには新設された工務部<sup>(2)</sup>の他に、内務省から移管された農務、山林、驛逓、博物の各部、それに大蔵省から移管された商務部の 8 局が配置され、その他に諮問機関として農商工上等曾議が置かれた〔農商務省 1 頁〕。

表 3 は、農商務省設置に際して他省から業務移管された各部の前身組織のそれまでの系譜を示したものである。

-

<sup>(2)</sup> 大蔵省勧業寮では明治4年に工部省内に勧工寮が新設されたのを受けて業務を農業と一部の軽工業に集約し、重工業部門は工部省勧工寮が所管することとなった。明治6年に勧工寮は省内の製作寮へ統合された。「建議」における「工部省ノ勘工寮廢止以來之ヲ統一主管スルノ局ナシ」はこのことをさしている。工部省が農務省に統合されるのは明治18年のことである。

表3 農商務省設置時の前組織

	前組織	変遷	農商務省
		会計官駅逓司(明治元(1868)年)⇒民部官駅逓司(明治 2 年)	
	駅逓局	⇒民部省駅逓司(明治2年)⇒大蔵省駅逓寮(明治4年)⇒内	駅逓局
		務省駅逓寮(明治7年)⇒内務省駅逓局(明治10年)	
		民部官庶務司戸籍地図掛(明治 2 年)⇒民部省庶務司戸籍地	
内	山林局	図掛(明治2年)⇒民部省地理司(明治3年)⇒大蔵省租税寮	
務		地理課(明治4年)⇒大蔵省地理寮(明治4年)⇒内務省地理	山林局
省		寮(明治 7 年)⇒内務省地理局(明治 10 年)⇒内務省山林局	
		(明治 12 年)	
	勧農局	内務省勧業寮⇒内務省勧農局(明治10年)	農務局
		大学南校物産局(明治3年)、文部省博物局(明治4年)→太	
	博物局	政官正院博物館事務局(明治 6 年)⇒内務省第六局(明治 8	博物局
		年)⇒内務省博物館(明治9年)	
大產	黃省商務局	内務省勧業寮(商務部門)⇒内務省勧商局(明治 9 年)⇒大蔵	勧商局
		省商務局(明治 12年)	

〔出所〕「アジ歴グロッサリー」より作成

省内に設置された 8 部局のうち書記局と曾計局を除く各現業部局については、「農商務省 事務章程」の第 3~8 條にその所掌業務がそれぞれ次のように規定されている。

表 4 各現業部局の所掌業務

農務局	勧農、漁猟、開墾、地質調査、農學校、農業上ノ建造物、農業上ノ統計ニ關
	スル文書ノ採集及ヒ農業議曾ニ關スル事務
商務局	勧商、曾社、度量衡、商船、海員、商業上ノ統計ニ關スル文書ノ採集及ヒ商
	法曾議所ニ關スル事務
工務局	勧工、發明品ノ専賣免許、商標、工學校、工作上ノ建造物、工作上ノ統計ニ
	關スル文書ノ採集及ヒ工作技術ノ議曾ニ關スル事務
山林局	官有私有林ノ保蓄栽培伐木等山林ニ關スルー切ノ事務
驛逓局	驛逓郵便為替貯金預リニ關スル一切ノ事務
博物局	古器物ノ保存美術ノ勸奨ニ關スル事務、博物館管守

〔出所〕〔農商務省 3-4 頁〕より作成

表2に掲げた「農商務通信規則」第8条による報告徴集事項(第一~四号)は、それを表4の現業6部局の所掌業務との関係で見た場合、それらはいずれも各部局による業務遂行或いは政策立案に資する参照資料であり、それらをその内容の特性に従って第一(報告書・著作物類)、第二(個人の事蹟、履歴類)、第三(技術的改良事例類)、第四(各種集会等の情報類)として類別したものと見ることができる。

このように、「農商務通信規則」第8条によって農商務省の各現局が徴集する「通信」事項以外

の各種情報は、いずれもそれぞれの経常業務遂行に直接あるいは間接的に関係しうる常備資料 として徴集するいわば行政使用を目的とした情報である。それは、「農商務通信規則」が「通信」事 項、特に「定期報」によって徴集される統計情報とは情報形態の面でもまたその使途においても質 的に区別される。

#### むすび

鮫島は「農商務通信規則」に対する歴史的評価を行うにあたって、以下の3点に注目している。その1は、主務局が「通信」として報告を求める事項、なかでも「定期報」について全国共通の表式様式に従った報告が求められ、それらを合算することで全国についての農商務統計が作成されている点である。彼は統計調査における近代性が個票に基づく点計調査という調査方式にあるという立場から、人口統計分野で杉亨二が「甲斐国現在人別調」において「家別表」という個票に基づく調査を実施していた先駆的経験が殖産興業を担う行政官庁には共有されていなかったとする。そして「農商務通信規則」による報告徴集を、あくまでも「維新以来の伝来的な数字的報告形式の拡大延長のひとつの頂点」をなすものに他ならず、「明治16年の「通信規則」から27年のその改正にいたる10年間」を「前近代的統計情報徴集方式としての表式調査体系の完成期」であるとする〔相原・鮫島54頁〕。このように鮫島にとって「農商務通信規則」の統計史上での意義は、表式調査という枠内においてではあるが、それによって全版図において統一化された報告様式、報告系統によって定期的な統計把握を可能にした点にある。

また、「農商務通信規則」による報告徴集の第 2 の歴史的意義について鮫島は、明治 16 年当時なお未発達状態にあったとはいえ、政府が「農商務通信規則」による「通信」事項としてそれまで物産調査が主として把握してきた品目の年間産額に相当する工業生産物の生産量・価額に加えて生産施設としての工場や生産活動の担い手としての職工を報告事項に加えた点に彼は注目する。「農商務通信規則」による報告徴集が「生産条件に注意を向けたこと」を「明治初期の物産表時代にはなかった」〔相原・鮫島 55 頁〕新たな調査の展開として捉える視点の先に彼は後の明治27年の「農商務統計通信規程」における工場票、会社票という個票様式採用を見据えている。

その一方で彼は、「農商務通信規則」で工場把握に新たな前進が認められたのとは対照的に、 農業分野については「物産表・農産表の伝統に沿って収穫高調査の色彩を強くとどめ」るという報 告徴集における産業間の跛行性の存在も同時に指摘している。なお、「農商務通信規則」による 「農事通信」については、稿を改めて鮫島の主張の適否を検証してみることにしたい。

「農商務通信規則」の第3の歴史的意義として鮫島は、その第10条が「通信員ハ各府縣ニ於テ適宜相設ケ」と規定している点を根拠に、通信員の民間からの専任に道を拓き、それがその後の調査員制度の契機となったことに注目する〔相原・鮫島57頁〕。なお、通信委員については「府県通信仮規則」の第19則が「府県ニ於テハ勧農主務属官ノ内ニ於テ通信委員ヲ置キ」と規定しているものの、府県内における通信要員の配置については何も規定していない。この点に関して原は、通信委員による「農事通信の組織はいまだ地方区々で全国的統一組織にはなっていない」〔原47頁〕とみている。通信員について「適宜相設ケ」と配置義務にこそなっていないものの、「農商務通信規則」の規定はその配置に道を開いたことについての鮫島の評価は的を射たものといえよう。

このように、将来の統計調査の展開に向けての萌芽的要素を部分的には内包しながらも「農商

務通信規則」による報告徴集方式の設計者の間では人口統計分野における杉等による先進的取り組みが未だ政府全体として共有されておらず、伝来的で前近代的な「中央集権的な画一的な表式調査の体系」がその歴史的位置づけを象徴するというのが鮫島の認識であったと考えられる。

ところで、明治 16 年農商務省達第 21 号の但し書きは、報告徴集の手段としての様式について、「本文ニ関スル通信事項ハ更ニ主務局ヨリ通牒スへシ」〔『輯覧』 83 頁〕と記している。ただ、「農商務通信規則」が把握の対象とする「農商工山林」に関する雛形様式の原本は行政記録文書としては残されていな。「農商務通信規則」第 1 条には明治 17 年 6 月 14 日農商務省達第 15 号によって、「府縣管内ニ施行スへキ通信規則ハ各府縣ニ於テ適宜之ヲ設ケ通信ノ便益ヲ開クヘキモノトス」という但し書きが追加され、各府県レベルで通信規則及び報告様式が定められる。そこで『輯覧』は佐賀県庁が明治 17 年 6 月 18 日達乙第 90 号と 7 月 10 日乙第 119 号によってそれぞれ郡役所・戸長役場に通知した「工業通信事項及附録様式」〔『輯覧』 85-114 頁〕と「商事通信事項及附録様式」〔「輯覧』 85-114 頁〕と「商事通信事項及附録様式」〔「輯覧』 115・144 頁〕をその代替資料として収録している。また、工業・商事以外の農業等については内務省が「府県統計書」の作成業務の一環として明治 17 年 9 月 3 日達乙第 36 号により様式を定め報告徴集を行っている。府県統計書様式中の農業の部には「農商務通信規則」により農商務省に対して報告すべきものが含まれるとして、『輯覧』は内務省の統計課による様式のうち農業、牧畜、山林及び漁業の部に属する雛形様式を「府県統計書様式(抄)」〔『輯覧』 148-173 頁〕として収録している。

「農商務通信規則」の制定を明治初年以来の農業統計調査の展開過程における一齣として捉える原は農業統計面に焦点を当て、それが「物産商統計と農事通信が集大成され、新たに農家や土地等に関する諸調査項目を加えて、農業統計としての内容外形を一応整えた」〔原 54 頁〕点を評価し、そこに「現代農商務統計」の成立をみる。この点も含め、「農商務通信規則」による農業、工業、商事それぞれの「通信」事項並びに報告様式体系が持つ特徴については機会を改めて考察したい。

「農商務通信規則」は、法制度的には明治 10 年内務省達乙第 72 号の後継規定とされている。しかし、第 2 節及び第 4 節ですでに見たように、その条文内容にはむしろ明治 10 年「府県通信仮規則」から継承した痕跡要素が多く認められる。内務省勧農局長が各府県に通達した「府県通信仮規則」による報告徴集は、殖産興業政策を所管する内務省勧業寮が明治 7 年 10 月の「勧業寮報告刊行ノ儀ニ付伺」によって内外の農事情報を徴集し『勧業報告』としてその共有化を図ってきたものを改定整理したものであった。その意味では「府県通信仮規則」による報告徴集には政策官庁としての内務省勧農局の意向が強く投影されている。このことは、定期報告の中核部分をなすと考えられる「月報」の報告内容と関連して、「府県通信仮規則」の第 6 則の各号で内務省達乙第72 号が物産調査の対象としている産物の作況をはじめ各種農事関係資料や文書報告等を要請していること、「臨時報」による天候や病害虫被害報告など農事を取り巻く多方面の情報徴集を規定していることなどからもわかる。

このように、「農商務通信規則」の諸規定が内務省達乙第 72 号ではなくむしろ「府県通信仮規則」から継承する側面を強く持つことは、それを根拠規定として行われる報告徴集もまた『勧業報告』に由来する内務省勧業寮(勧農局)の殖産興業政策という行政目的からの制約を少なからず受けることになる。表式調査に対する個票による点計調査の統計調査方式としての近代性という視点から「農商務通信規則」さらには後の「農商務統計報告規程」の統計調査史上の評価を行う鮫

島が専ら関心を寄せる「定期報」以外にも、「農商務通信規則」は「臨時報」さらには表 2 として掲げたような各種資料あるいは文書による報告を求めている。「農商務通信規則」の第 1 条が「農商工山林ニ關スル事件ハ此規則ニ據リ府縣廳及ヒ通信員ヨリ主務局ニ報告シ・・・」という時の「主務局」とは勧農行政を所管する農務局だけでなく表 4 に掲げた省内各局を指し、「農商工山林ニ關スル事件」には第8条の各号による業務関係資料の徴集もまた含まれている。

筆者は明治初年から明治 10 年内務省達乙第 72 号までの間の物産調査の展開を「農商務通信規則成立前史」として考察した際に、物産調査が「徴税から勧業へと行政目的をシフトさせる中、 徴集される情報そのものも行政情報から統計情報へと徐々にその性格を変容させる。とはいえ、調査実施機関である当時の内務省勧農局は勧農政策の主務機関として、物産調査によって徴集される情報に対して単なる統計情報にとどまらない側面も依然として併せ持っていた」ことをそこに見られる特徴として指摘した〔森 18 頁〕。

上述したように鮫島は、統計調査論の見地から「農商務通信規則」に「伝来的前近代的」性格を確認しつつも、「前近代的調査方式のひとつの完成図」という統計調査史上の位置づけを与えている。しかしながら今回の考察が明らかにしたように、このような彼の評価は「農商務通信規則」全体に向けられるものではなく、あくまでも「通信」中の「定期報」における表式様式による報告徴集を念頭においた評価に他ならない。また、原による評価も、統計調査論というよりはむしろより農事行政といった視点からのものである。

さらに、第 2 節並びに第4節における考察から、「農商務通信規則」がその基本的内容を、法制度的にその先行規程とされる明治 10 年内務省達乙第 72 号からではなく、むしろ「通信」という用法そのものも含め同年に内務省勧農局が策定した「府県通信仮規則」から多くを継承しているとの知見が得られた。「農商務通信規則」を全体としてみた場合、それは「定期報」だけでなく「臨時報」さらには各主務部局による「通信」のカテゴリーに属さない様々な資料等の徴集の根拠規定ともなっている。このことは、「農商務通信規則」が内務省勧業寮の『勧業報告』から同勧農局による「府県通信仮規則」へと連なる殖産興業の一環としての勧農政策に根差す要素を多く内在させていることを意味する。その意味では「農商務通信規則」は、鮫島が統計調査論の観点から表式調査という調査法の精緻化・完成として評価する側面持つと同時に行政目的での各種情報の徴集という要素を依然として同居させており、統計調査としての純化に向けてはなお道半ばにあるといえよう。

#### 〔文献〕

相原茂·鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房

アジ歴グロッサリー「公文書に見る明治日本のアジア関与ー対外インフラと外政ネットワーク」

 $https://www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0040-0030.html\\ https://www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0070-0020-0030.html\\ https://www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0070-0020-0050.html\\ https://www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0070-0030-0010.html\\ https://www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0070-0030-0020.html\\ https://www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0070-0030-0030.html\\ https://www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0070-0040-0010-0100.html\\ https://www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0070-0040-0010-0110.html\\ https://www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0070-0040-0010-0110.html$ 

https:www.jacar.go.jp/glossary/term3/0010-0080-0040-0010-0260.html 日本統計研究所編(1960)『日本統計発達史』東京大学出版会 農商務省(1892)『農商務省沿革畧誌』 https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784484 農林省農務局編纂(1939)『明治前期勧農事蹟輯録(上巻)』大日本農会 農林大臣官房統計課(1932)『明治2年以降農林省統計關係法規輯覽』東京統計協会 原政司(1980)『農業統計発達史』日本経済評論社 森博美(2020)「明治初期における生産の統計的把握-明治16年農商務通信規則成立前史-」『オケージョナルペーパー』(法政大学日本統計研究所) No.113

#### 明治 10 年 8 月内務省達乙第 72 号

當省七年甲第拾八號達シニヨリ取調來候物産表之儀ハ品類繁雜ニ渉リ地方ノ勞費ヲ増シ候ニ付 今般更ニ改正先ツ一般生産ニ緊要ナル農産物ヲ選ヒ種類節減表式例言別紙之通相定候條精々 注意毎年三月限取調可差出此旨相達候事

但シ作九年分ハ此表式ニ拘ハラス數量通價ノミ取調不苦候條本年十一月限可差出候事 「農産表編成例言」

第一 此農産表ハ全國必要ナル農業上ノ産出物ニ就テ其播種地、産額通價ノ増減ヲ徴センカ為 ニ編成スル所ナリ

第二 物産ノ種類ヲ大別二種トナス第一普通物産、第二特有物産ナリ

第三 普通物産トハ各地一般ニ耕種スル所ノ日用食料ノ要品ヲ謂フ此類ヲ定メテ拾四種トナス 第四 特有物産トハ地質氣候等ノ異同ニョリテ産出ノ地方限リアルモノヲ謂フ此種類ヲ假定シテニ 十八種トナス其目左ノ如シ

實綿、麻繭類、生糸類、藍葉、製茶、甘蔗、楮皮、(雁皮三亜ノ類二準ス)楮皮、生蝋、漆汁、葉煙草、菜種、紅花、紙類、人参、椎茸、藺、蜂蜜、食鹽、乾鮑、乾蝦、乾魚、鯣、鱶鰭、海参、鰹節、石花菜、干鰮

第五 蔬菜菓實ノ類其生質腐敗シ易クシテ久藏遠輸ニ堪へサルモノハ姑ク之ヲ除クヘシ但シ貯 藏法ヲ得遠ク地方ニ輸送スル著名ノ物産ハ此限リニアラス(例へハ紀州ノ蜜柑甲州ノ葡萄美濃ノ 柿類ノ如シ)

第六 凡ソ物産ハー郡毎ニ之ヲ調査ス若シー郡ニシテ他管ニ分渉スルモノハ宜ク其本管ニ係ル モノノミヲ擧クヘシ

第七 數量ハ穀鹽類ニハ石ヲ用ヒ其他ハ都テ斤(百六十匁)ヲ用フヘシ

第八 耕地ハ現ニ植物ヲ栽培スル所ノ段別ヲ謂フ

第九 通價ハ一郡中ノ平均ヲ取リ一石一斤ノ價格ヲ擧クヘシ

第十 凡ソ産額ノ増減平年ニ比較シテ大ニ差異アルモノハ必ス其原因ヲ究認セサルヘカラス例ヘハ風、雨、寒、暑、水、旱、霜、蟲ノ災或ハ開墾、培養、種子、器具、方法、ノ改良進歩或ハ貿易、會社、ノ影響等ニヨリテ其産出ヲ増減伸縮スルノ類宜ク其事由ヲ審カニシテ之ヲ毎郡ノ表尾ニ附記スヘシ

第十一 凡ソ物産ノ調査ハー時ニ各種ノ全備ヲ求メテ反テ其實ヲ得サランヨリモ寧ロ下手ノ緩急難易ヲ酌量シテ特ニ全力ヲ有用必益ノ物ニ注キ以テ其詳明確實ヲ要スルニ若カストス故ニ或ハ地方ノ情況ニヨリ産額、耕地、通價、ノ三目中ニ於テ一時其實數得難キモノハ姑ラク其本目ヲ闕略シテ漸次ニ之ヲ補塡スヘシ倘シ各目均シク詳カナラサルモノハ亦敢テ臆算セス須ラク他日ヲ待テ之ヲ調査スヘシ 〔『輯覧』 59-60 頁〕

#### 明治 10 年 11 月「府県通信仮規則」

第一則 明治十一年一月ヨリ勧農局ト府県庁トノ間ニ於テ時々通信質問ノ便ヲ開キ全国農事ノ気 脈ヲシテ相連絡セシムル事ヲ務ムヘシ

第二則 府県庁ニ於テハ常ニ其管下農事ノ景況ト該庁勧農事務ノ本末ヲ記載シテ之ヲ勧農局ニ 通信スヘシ

第三則 勧農局ニ於テハ第二則通信中ノ要件ヲ択ヒ或ハ之ニ本局ノ意見ヲ加ヘ又ハ農家ノ参考トナルヘキ内外ノ雑事雑説ヲ付記シテ之ヲ全国又ハ関係ノ地方ニ報道スヘシ

第四則 府県通信ノ部ヲ分テ臨時報日報年報ノ三種トス但シ本局報告亦之ニ同シ

第五則 臨時報トハ事ノ重大又ハ急遽ニ係ルモノヲ云フ其事項ハ左ノ類ニ照準スヘシ(事ノ尤モ 甚シキハ電報ヲ用フヘシ)

- 一、気候節ヲ失ヒ冷熱俄カニ至リ或ハ風雨水旱等ノ災ニョリテ農産ヲ害シ農業ヲ妨クルノ類
- 二、植物ノ虫害或ハ家畜伝染病ノ兆候アル類

第六則 月報トハ事急遽ニ係ラサルモ延テ年報ニ付スへカラサルモノヲ云フ故ニー月或ハ二月分ヲ東ネテー時ニ報道スヘシ其事項ハ左ニ照準スヘシ但シ能ク緩急ヲ量リ時機ヲ失ハサルヲ要ス

- 一、先般内務省ニ於テ改定セル農産表ノ品目ニ関スル物産ノ生長及ヒ豊凶ヲ報スル事但シ本 行品目ニ洩ルモノト雖モ該管内ニ生スル著名ノ農産ハ本文ニ同シ
- 二、各地方庁植物栽培場或ハ管下ニ於テ人民ノ試験セル植物類生長ノ景況及ビ従来其地ニ適シテ民益トナルヘキヤ否ヤノ意見等

(勧農局ヨリ頒布セシ種子苗木類之ニ準ス)

- 三、有益ノ種子苗木類ヲ其管下ニ頒布セル事
- 四、農業ノ試験場
- 五、山野ヲ開キ廃田ヲ興シ新ニ物産ヲ繁殖スル類
- 六、耕作ノ方法ヲ改良シ或ハ農具ヲ改製シテ労費ヲ省ク類
- 七、従来粗悪ナリシ物産ノ品位ヲ進メ随テ産出ヲ増加セン事
- 八、農業上ニ於テ人民新ニー種ノ営業ヲ興セシコト
- 九、従来棄テテ顧ミサリシ山野ノ遺利ヲ拾ヒテ有益ノ物産ヲ興セシコト
- 十、農業会社或ハ農業ニ関スル男女生徒ヲ教育スル方法ノコト
- 十一、養蚕牧畜等ノ景況
- 十二、農業上便宜ノ機械ヲ用ヒ或ハ水カ風カ火カ牛馬カ等ニヨリテ大ニ労費ヲ節減セルコト
- 十三、農産展覧会ヲ開キ或ハ農産競市場ヲ設ケ農業ノ進歩ヲ鼓舞スル方法ノコト
- 十四、農業ニ関スル著書論説ノコト

十五、現時海外輸入品ニ代用スへキ物産ノ繁殖或ハ新ニ輸出シテ外国需要ノ適否ヲ試ムルコト第七則 凡ソ通信ハ務メテ平易文ヲ用ヒ虚飾失実ノ弊ナキヲ要ス其得失利害ニ関スルモノハ尤モ注意スヘシ

第八則 本局ニ於テ此月報ヲ点検シテ事実明瞭ナラサルカ或ハ疑義アリテ之ヲ質問スルトキハ府 県庁ニ於テ速カニ其質問ニ応スヘシ

第九則 各府県ニ於テ農業上ノ疑義ヲ質問セントスルトキハ其事由ヲ審カニシテ之ヲ本局ニ郵致スヘシ然ルトキハ本局直ニ之カ答辯ヲナスヘシ

第十則 前条ノ場合ニ於テ本局ノ了解シ難キ事項ハ之ヲ広告シテ一般ノ説ヲ求メ或ハ海外各国ノ 勧農局若クハ有名ナル農学家等ニ質シテ其事実ヲ査究スルハ本局其任ニ当ルヘシ

第十一則 月報ノ外本局別ニー種ノ問題ヲ設ケテ之ヲ各府県ニ質問スルトキハ各府県ニ於テ其問題ノ主義ニヨリ速カニ回答書ヲ作ルヘシ

第十二則 月報中筆力ヲ以テ悉シ難キ物質形状等ハ図画或ハ写真ヲ添へ或ハ雛形見本ヲ以テ本局ニ郵致スヘシ但本局ヨリ各地方ニ郵致スルモ之ニ同シ

第十三則 月報中数量其他統計ニ属スルモノハ成へク表ニ収ムへシ

第十四則 各地方言等ノ一般ニ解読シ難キモノハ傍訓ヲ施シ或ハ分注ヲ加フヘシ

第十五則 年報トハ各地方ニ於テー週年間(歴年度即チー月ヨリ十二月マテ)ニ経過セル農事進歩ノ景況ト該庁勧農事務ノ成跡及ヒ将来勧奨ノ意見等ヲ加ヘテ編成セルー部完全ノ報告ニシテ月報トハ稍其趣ヲ異ニスルモノナリ

第十六則 年報ニハ図画或ハ計表類ヲ編入シ務メテ詳密ヲ要スヘシ但シ其材料ハ多ク臨時報月報中ヨリ抄録スヘキモノトス

第十七則 此通信仮規則ハ各地ノ便宜ト農業進歩ノ度ニョリ漸次改正増補スルコトアルヘシ 第十八則 本局報告質問ノ件ハ報告書ニ編入シ或ハ各社新聞紙上本局録事欄内ニ登録スルコトアルヘシ、但シーニ地方ニ限リ報告質問スルモノハ此限ニ非ス

第十九則 府県ニ於テハ勧農主務属官ノ内ニ於テ通信委員ヲ置キ予テ其姓名ヲ本局ニ届ケ置クヘシ

第二十則 通信書ハ府県委員長官ノ閲ヲヘテ直ニ本局報告課ニ郵送スヘシ (第十八則以下は同年十二月ニ追加) [『輯録』293~295 頁]

#### 明治 16 年 12 月「農商務通信規則」

- 第 1 條 農商工山林ニ關スル事件ハ此規則ニ據リ府縣廳及ヒ通信員ヨリ主務局ニ報告シ主務局 ハ府縣廳又ハ通信員ニ諮問應答スヘシ
- 第2條 通信ヲ分チテ定期報臨時報ニ二種トス
- 第3條 定期報トハ通信事件中特ニ報告期限ヲ定メタルモノヲ云フ
- 第4條 臨時報トハ通信事件中報告期限アルト否トニ關セス臨時報告ヲ要スヘキモノヲ云フ 但非常ノ變異ニ係ル場合ハ電報ヲ用フヘシ
- 第 5 條 報告上物質形状等文辭ニ盡シ難キモノハ圖畫、寫真、雛形若クハ見本等ヲ添ヘ數量比例歩合等ニ係ルモノハ表ヲ附スヘシ
- 第 6 條 報告ハ可成平易ノ文字ヲ用ヰ又數量歩合等ニシテ地方慣用ノ稱呼アルモノ及ヒ方言等 ハ解説ヲ加フヘシ
- 第7條 府縣廳又ハ通信員ニ於テ質問ヲ要スル事件アルトキハ其事由ヲ詳記シテ主務局ニ質問スヘシ
- 第8條 定期及ヒ臨時報ノ外農商工山林ニ關シ尚ホ報告ヲ要スヘキ事項左ノ如シ
  - 一 地方廳ノ調査書、會社、協會等ノ規則并ニ報告書又ハ官民ノ著述、編纂、翻譯及報告書等ハ可成現本ヲ送致スヘシ但著譯書等冊敷浩澣ナルモノハ題名、目録及ヒ其要旨ノミヲ報告スルモ妨ケナシ
  - 二 有功者ノ事蹟及ヒ履歴等ハ古今ニ拘ハラス調査報告スヘシ
  - 三 改良、發明、試驗ノ成績及ヒ該事業ニ關スル各地方從來ノ習慣、新設ノ方法等ハ可成周 密ニ報告スヘシ
  - 四 博覽會、共進會、集談會等ノ開設アルトキハ其開閉期日及ヒ出品、談話ノ景況等ヲ報告スヘシ
- 第9條 第1條第7條ニ依リ通信員ト主務局ノ間ニ於テ文書ノ往復ヲ為シタルトキハ其寫ヲ添へ 通信員ヨリ直チニ府縣廳へ申報スヘシ
- 第10條 通信員ハ各府縣ニ於テ適宜相設ケ族籍姓名住所ヲ記シ當省へ届出ツヘシ

〔『輯覧』83-84頁〕

## オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出	
	―新潟市を事例とした小地域統計による分析―	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成	
	―夫婦のみ共働き世帯のケース―	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開	
	―職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで―	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動	
	―生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に-	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察	
	―純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・	
	転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析 II	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04
106	駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握	
	―家別表の調査項目の比較を中心に―	2020.05
107	地租改正にともなう土地評価の改定:東京府日本橋区・京橋区の事例	2020.05
108	駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握	
	―わが国における人口動態統計前史(1)―	2020.05
109	甲斐国人員運動調について	
	―わが国における人口動態統計前史(2)―	2020.06
110	明治4年「一般戸籍の法」における人口の社会動態の把握	2020.06
111	明治前期の戸籍法制と社会移動の統計的把握	
	―明治4年「戸籍の法」による社会移動把握の制度改定を中心に―	2020.07
	甲斐国現在人別調における人口概念	2020.07
113	明治初期における物産調査の展開	
	—明治16年農商務通信規則成立前史—	2020.09

オケージョナル・ペーパー No.114

2020年9月15日

発行所法政大学日本統計研究所〒194-0298東京都町田市相原4342Tel 042-783-2325、2326Fax 042-783-2332jsri@adm.hosei.ac.jp発行人菅

